地方交付税交付金等

令和７年度における地方交付税交付金等の予算現額は

歳出予算額　20,176,961,496 千円

（当初予算額　18,872,837,150 千円
予算補正追加額　1,304,124,346 千円）

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　20,176,961,496 千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

（単位　千円）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合　(%)
地方交付税交付金	19,983,361,496	19,983,361,496	19,983,361,496	—	—	100
地方特例交付金	193,600,000	193,600,000	193,600,000	—	—	100
地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入	186,200,000	186,200,000	186,200,000	—	—	100
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入	7,400,000	7,400,000	7,400,000	—	—	100
計	20,176,961,496	20,176,961,496	20,176,961,496	—	—	100
（令和６年度計）	19,619,988,069	19,619,988,069	19,619,988,069	—	—	100
（令和５年度計）	17,181,159,489	17,181,159,489	17,181,159,489	—	—	100

１　地方交付税交付金

（Ⅰ）決算の概要

令和７年度における地方交付税交付金の予算現額は

歳出予算額　19,983,361,496 千円

（当初予算額　18,679,237,150 千円
予算補正追加額　1,304,124,346 千円）

であり、予算補正追加額は、「強い経済」を実現する総合経済対策の一環として、地方発の世界をリードする技術・ビジネスを創出するため行う「特別会計に関する法律」（平 19 法 23）第 24 条の規定による所得税及び法人税の収入が当初見込みに比し増加する額のそれぞれ 100 分の 33.1 並びに酒税の収入が当初見込みに比し減少する額の 100 分の 50 並びに消費税の収入が当初見込みに比し増加する額の 100 分の 19.5 に相当する金額の合算額 868,689,000 千円と令和６年度の地方交付税に相当する金額のうちの未繰入額 435,435,346 千円との合計額に相当する地方交付税交付金の財源に充てるための交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに必要な経費を補正追加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　　19,983,361,496千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を示せば、次のとおりである。

（単位　千円）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合　（%）
地方交付税交付金	19,983,361,496	19,983,361,496	19,983,361,496	—	—	100
（令和6年度）	18,486,753,817	18,486,753,817	18,486,753,817	—	—	100
（令和5年度）	16,964,259,489	16,964,259,489	16,964,259,489	—	—	100

（Ⅱ）　経費の概要及び事業実績

この経費は、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入額の100分の50並びに消費税の収入額の100分の19.5に相当する額の合算額等を、地方団体が等しく行うべき事務を遂行することができるように地方交付税交付金として地方団体へ交付するため、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために要した経費である。

本年度において、地方交付税交付金の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた金額は19,983,361,496千円であり、その内訳を示せば、次のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	金　　額
地方交付税交付金	19,983,361,496
所得税（7年度収入見込額）× 33.1/100	（24,659,000,000） 8,162,129,000
法人税（　〃　）× 33.1/100	（19,596,000,000） 6,486,276,000
酒　税（　〃　）× 50/100	（1,112,000,000） 556,000,000
消費税（　〃　）× 19.5/100	（25,543,000,000） 4,980,885,000
小　計	（70,910,000,000） 20,185,290,000
過年度精算額	△　294,828,504
7年度の特例加算額等	92,900,000

（注）　上段（　）書は、国税収入見込額である。

なお、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方交付税交付金に必要な経費及び東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費は、総額で20,338,392,482千円となった。（「交付税及び譲与税配付金特別会計」の項参照）

また、令和7年度における所得税、法人税、酒税及び消費税に係る地方交付税交付金については、それぞれの税の収入見込額を基礎として算出しているが、収入実績額を基礎として算出した額（21,187,749,627千円）が交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入相当額（20,185,290,000千円）を1,002,459,627千円上回ることとなった。この額は、「地方交付税法」（昭25法211）第6条第2項の規定により後年度の地方交付税交付金を増額することにより精算することとなる。

所得税、法人税、酒税及び消費税に係る地方交付税交付金を示せば、次のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	収入見込額 (A)	収入実績額 (B)	収入見込額を基礎として計算した額 (C)	収入実績額を基礎として計算した額 (D)	差引額 (D)－(C)
所得税	24,659,000,000	25,256,519,752	(A×0.331) 8,162,129,000	(B×0.331) 8,359,908,038	197,779,038
法人税	19,596,000,000	21,744,991,696	(A×0.331) 6,486,276,000	(B×0.331) 7,197,592,251	711,316,251
酒税	1,112,000,000	1,109,676,066	(A×0.5) 556,000,000	(B×0.5) 554,838,033	△ 1,161,966
消費税	25,543,000,000	26,027,750,282	(A×0.195) 4,980,885,000	(B×0.195) 5,075,411,305	94,526,305
計	70,910,000,000	74,138,937,797	20,185,290,000	21,187,749,627	1,002,459,627

2　地方特例交付金

（Ⅰ）　決　算　の　概　要

令和７年度における地方特例交付金の予算現額は

歳出予算額　　193,600,000 千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　　193,600,000 千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

（単位　千円）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合　(%)
地方特例交付金	193,600,000	193,600,000	193,600,000	—	—	100
地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入	186,200,000	186,200,000	186,200,000	—	—	100
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入	7,400,000	7,400,000	7,400,000	—	—	100
（令和６年度）	1,133,234,252	1,133,234,252	1,133,234,252	—	—	100
（令和５年度）	216,900,000	216,900,000	216,900,000	—	—	100

（Ⅱ）　経費の概要及び事業実績

（１）　地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平 11 法 17)に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除及び定額減税による減収額を補塡するため地方特例交付金を地方公共団体に交付するための財源として、186,200,000 千円を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた。(「交付税及び譲与税配付金特別会計」の項参照)

（２） 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方税法」(昭 25 法 226)に基づき、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を拡充したことによる減収額を補塡するため新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金を地方公共団体に交付するための財源として、7,400,000 千円を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた。(「交付税及び譲与税配付金特別会計」の項参照)